

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年
(ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号
大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3260名

被告 関西電力株式会社 外1名

準備書面(14)

平成29年11月7日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



頭書事件について、平成29年10月25日付準備書面(13)の12頁を添付
のとおり訂正いたします。

以上

添付書類

1. 準備書面(13) 12頁

(以上について、下記第3章第1の1及び2並びに第2の1で述べる)

(2) 検討用地震の地震動評価

上記のとおり選定した各検討用地震について、大飯発電所敷地及び敷地周辺の地下構造の調査・評価結果（下記第3章第1の3）を踏まえて、下記の「応答スペクトルに基づく地震動評価」及び「断層モデルを用いた手法による地震動評価」により、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を評価する（同第2の2及び3）。その評価に際しては、震源断層（同第1の2（2）アを参照）の長さ等、地震動評価に大きな影響を与える要素について、不確かさを考慮する（同第2の4）。（設置許可基準規則解釈別記2第4条5項2号本文、②、④～⑦及び同項4号、丙6、126～129頁）

ア 「応答スペクトルに基づく地震動評価」

「応答スペクトルに基づく地震動評価」とは、地震の規模と震源から敷地までの距離との関係式（距離減衰式⁶）から、地震が発生したときの敷地における地震動の応答スペクトルを求める手法を用いて行う地震動評価をいう。

被告は、検討用地震のうち、上林川断層による地震については、距離減衰式として、Noda et al. (2002)⁷の方法（甲228。以下、「耐専式」とい

その他の地震発生様式のうち、プレート間地震については、陸のプレートであるユーラシアプレートと海のプレートであるフィリピン海プレートの境界が、大飯発電所敷地周辺を含む若狭湾周辺地域から200km以上離れており、プレート間地震において地震の規模（マグニチュード）が大きくなることを考慮しても、大飯発電所敷地に及ぼす影響は大きくない。また、海洋プレート内地震についても、海のプレートは若狭湾周辺地域から遠い上に、地震の規模はプレート間地震より小さくなることから、同じく大飯発電所敷地に及ぼす影響は大きくない。

⁶ 地震動は、地震によって放出されるエネルギーが大きいほど、また、震源に近いほど大きくなる。距離減衰式とは、この性質を利用し、地震の規模と震源からの距離との関係により、想定される地震動の最大加速度や周期別の速度等を経験的に求める手法をいう。（被告準備書面（3）62頁、脚注111）

⁷ Noda et al. (2002) 「Response Spectra for Design Purpose of Stiff Structures on Rock Sites」。一般社団法人日本電気協会（以下、「日本電気協会」という）の原子力発電耐震設計専門部会（耐専）において取りまとめられたものであることから、一般に「耐専式」と呼ばれ、同方法により求められる、敷地での地震動の応答スペクトルは「耐専スペクトル」等と呼ばれる。